

四複齋茜第11号
令和2年4月10日

齋場施設利用者 各位

四市複合事務組合
馬込齋場長 白土 太
しおかぜホール茜浜齋場長 矢島 明彦

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令に係る
齋場施設利用について（通知）

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年4月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき令和2年5月6日までを実施期間とし、7都府県に対し緊急事態宣言が発令されました。

法の趣旨を踏まえ、当組合で運営する2齋場（馬込齋場及びしおかぜホール茜浜）における緊急事態宣言実施期間中の利用について、下記のとおり取り扱うものといたします。

記

1. 施設全般について

- ・来場される方の人数をなるべく少なくするようご配慮ください。
- ・葬家や参列者同士が密集しないように間隔をあけるようご配慮ください。
- ・手洗いの徹底、マスクの着用を含む咳エチケット等に努め、施設内に設置する手指消毒剤をご利用くださいますようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と濃厚接触の疑いのある方や発熱など体調の悪い方は来場を控えてください。また、持病のある方、高齢の方は、なるべく来場をお控えください。
- ・諸室での換気を行うため、暖房が十分でないことがありますので、上着等で調整をお願いいたします。
- ・馬込齋場の控室に設置しているポット、湯呑等については休止いたします。必要の際は売店にお声がけください。
- ・しおかぜホール茜浜待合室及び式場控室の急須と湯呑については、利用を休止いたします。
- ・施設使用料の支払いについては、葬祭業者を通じての支払いも可能とする取扱いとします。

2. 各施設の利用について

①火葬について

- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の予約については、葬祭業者を利用する場合は、葬祭業者を通じて行

ってください。葬祭業者を利用しない場合は、直接斎場へ電話にて行ってください。

※いずれの場合であっても、予約については通常のご取扱いと変更はありませんが、施設利用における変更点がありますので、予約の際にお伝えいたします。

- ・火葬に係る待合室及び控室の利用については20名程度まで（控室備品の椅子はあらかじめ間隔をあけて配置しています。）をお願いいたします。また、食事を提供する際には最小限とし、大皿料理なども控えていただきますようお願いいたします。

②. 式場について

- ・来場される方の人数をなるべく少なくするよう、例えば家族葬などもご検討ください。
- ・式場控室における通夜振舞は休止とします。返礼品にて対応する等ご検討をお願いいたします。

③. 遺体保管室及び霊きゅう自動車について

- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の利用については、利用する葬祭事業者又は各斎場にご確認ください。
- ・霊きゅう自動車を利用する際の遺族の同乗は全て休止とします。

※新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の施設利用について、通常のご取扱いと異なりますので、利用する葬祭事業者又は各斎場にご確認ください。

問合わせ先

馬込斎場 047-438-1151

しおかぜホール茜浜 047-409-9270